第２　消防用設備等の設置単位

１　消防用設備等の設置単位

消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（令第 8 条、第 9 条、第 9 条の 2、第 19 条第 2 項及び第 27 条第 2 項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

(1)　棟とは、原則として、独立した一の建築物又は二以上の独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいうものであること。

なお、「相互に接続」とは、構造的に接続されているものであり、その判断については、次の図例を参考とすること。

別棟として取り扱う場合の例

例１　相互の建築物の庇又は屋根が、一方の建築物にかぶさっている場合又は接している場合

①

（立面図）

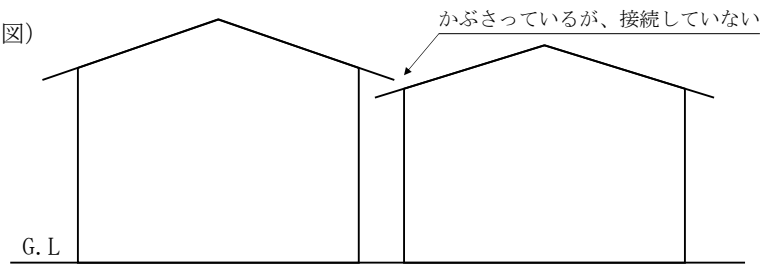

（平面図）

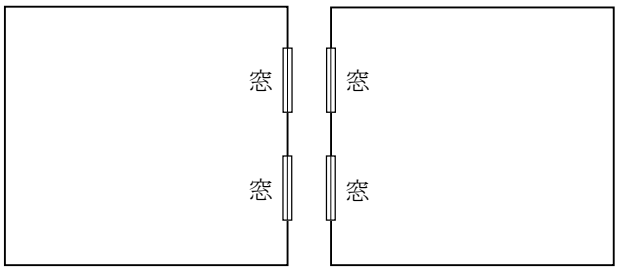

②

（立面図）

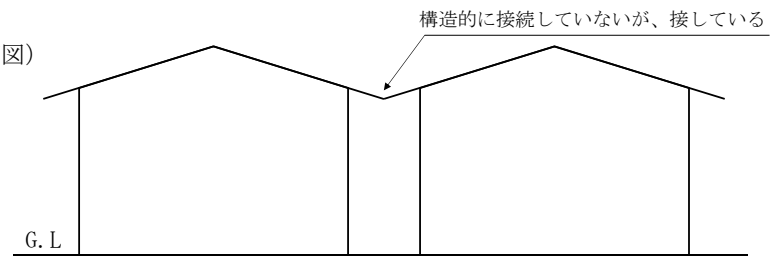

（平面図）

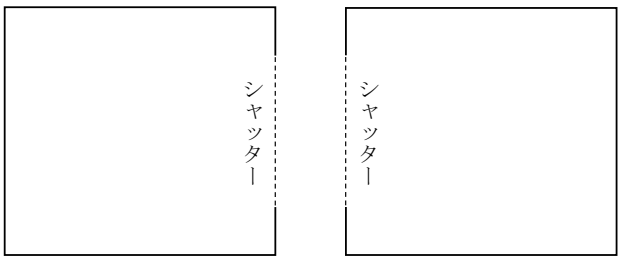

例２　相互の建築物の面するそれぞれの外壁に窓又は出入口が対面し、隣接する建物が用途上関連性がある場合

①

（立面図）

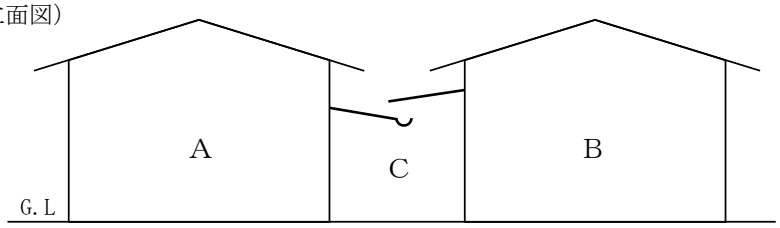

※ Ｃ部分は、貨物の積み下ろし場に使用されている。

（平面図）

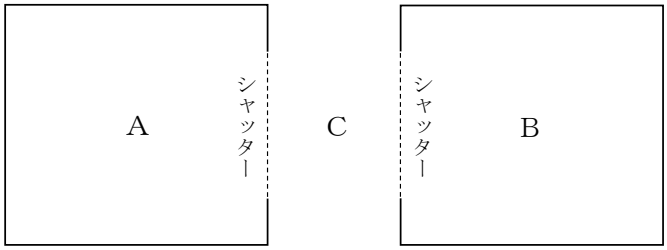

②

（立面図）

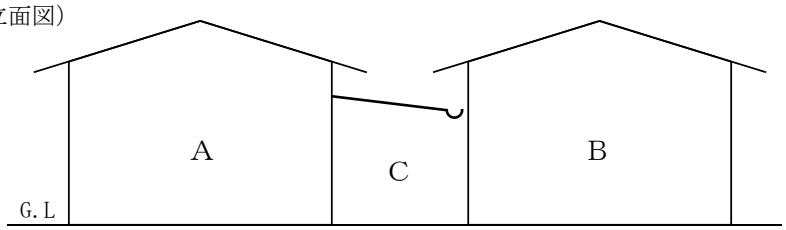

※ 建具製作所で、作業工程上Ａ、Ｃ、Ｂ部分が関連している。

（平面図）

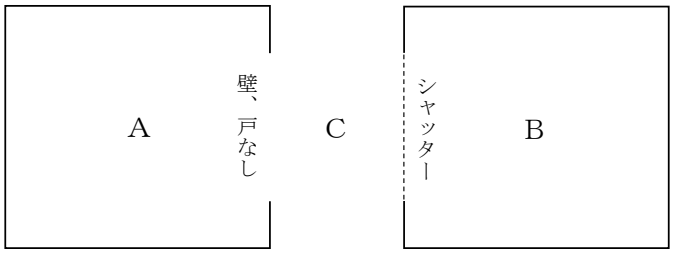

同一棟として取り扱う場合の例

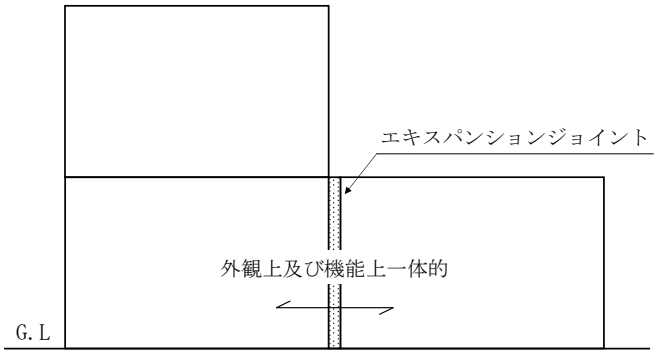

原則として、同一棟として取り扱う

(2)　建築物と建築物が地下コンコース、公共地下道（地下街の地下道を除く。）を介して接続しているもので、次のアからウまでに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものとする。

ア　接続する部分の一の開口部の面積は、おおむね 20 ㎡以下であること。ただし、当該部分の直近が、外気に有効に開放されている場合にあっては、この限りでない。

イ　前アの開口部には、特定防火設備である防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設けられていること。

ウ　前イの防火戸が防火シャッター等で避難上支障がある場合は、直近に特定防火設備である防火戸（直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する構造のものに限る。）が設けられていること。

(3)　令第８条に定める区画の取扱いについては、次の２から４までによること。

２　開口部のない耐火構造の壁等の取扱い（令第 8 条第 1 号）

令第 8 条第 1 号に定める開口部のない耐火構造の床又は壁による区画（以下この第 2 において「令 8－1 号区画」という。）については、規則第 5 条の 2 の規定によるほか、次によること。

(1)　構造

ア　規則第 5 条の 2 第 1 号に規定する「その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造」とは、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル等がこれに該当するものとして取り扱えるものであること。

なお、軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てん等により、適切に煙漏洩防止対策が講じられるよう留意すること。

イ　規則第 5 条の 2 第 3 号の取扱いについては、次によること。

(ｱ)　規則第 5 条の 2 第 3 号に規定する「耐火構造の壁等の両端又は上端は、防火対象物の外壁又は屋根から 50ｃｍ以上突き出していること」については、床の両端が外壁から 50ｃｍ以上突き出していること、壁の両端が外壁から 50ｃｍ以上突き出していること及び壁の上端が屋根から 50ｃｍ以上突き出していること。（第 2－1、2 図参照）

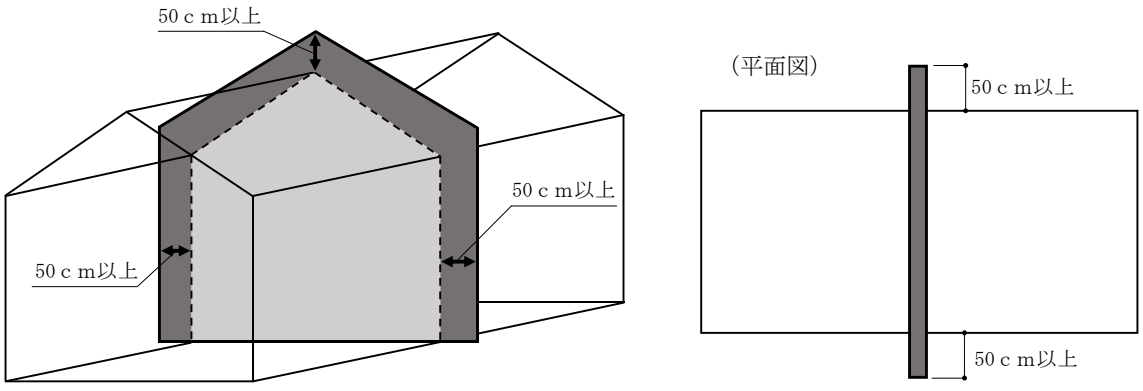

＜第 2－1 図＞

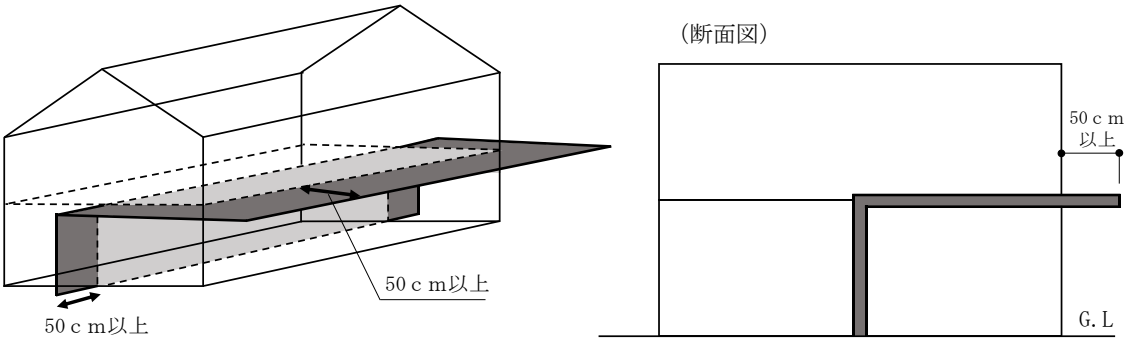

＜第２－２図＞

(ｲ)　規則第５条の２第３号ただし書に規定する「耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅 3.6m以上の部分」については、耐火構造の壁等を介して両側にそれぞれ 1.8m以上の部分を耐火構造とすること。◇（第２－３図参照）

なお、この場合における耐火性能は、建基令第 107 条第１号表中、外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものとする。

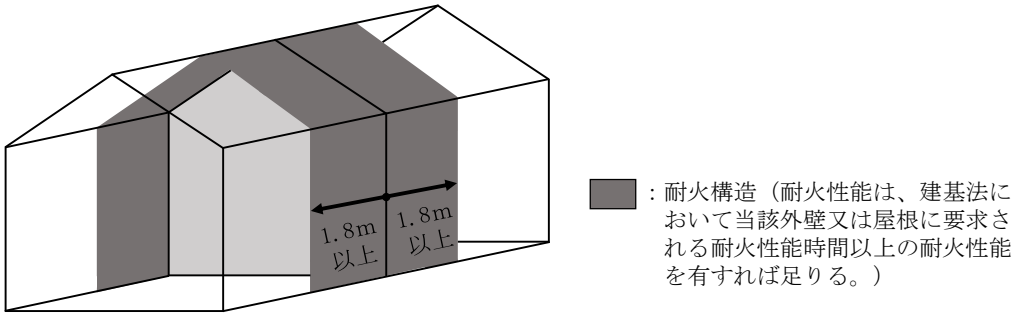

＜第２－３図＞

(ｳ)　規則第５条の２第３号イに規定する「開口部」には、面積の小さい通気口、換気口等も含まれるものであり、同号ただし書に規定する「幅 3.6m以上の部分」に当該開口部を設ける場合は、防火ダンパーを設け、かつ、開口部相互間の距離を耐火構造の壁等を隔てて 90ｃｍ以上離すこと。（第２－４図参照）

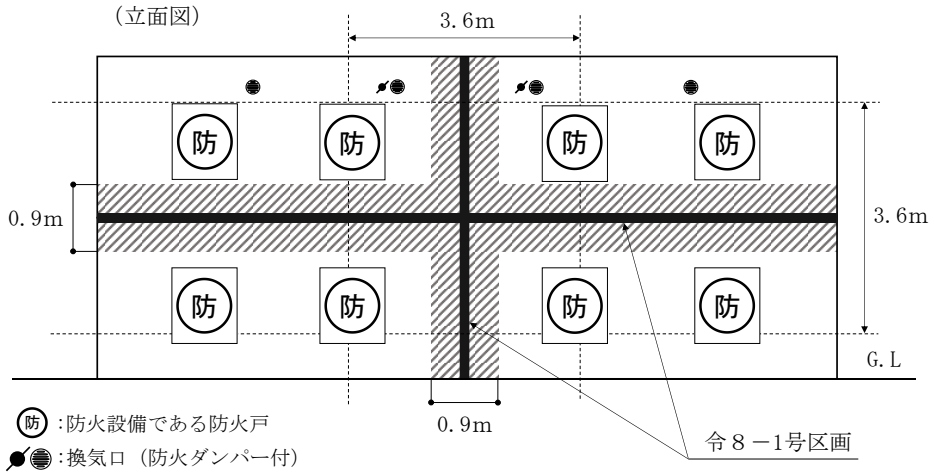

＜第２－４図＞

(ｴ)　次のいずれかに適合する場合は、規則第５条の２第３号の規定に適合しているものとして取り扱うことができるものとする。

ａ　上階がセットバックしている場合で、上階と下階の開口部相互の最短距離が 3.6ｍ以上離れている場合（第２－５図参照）

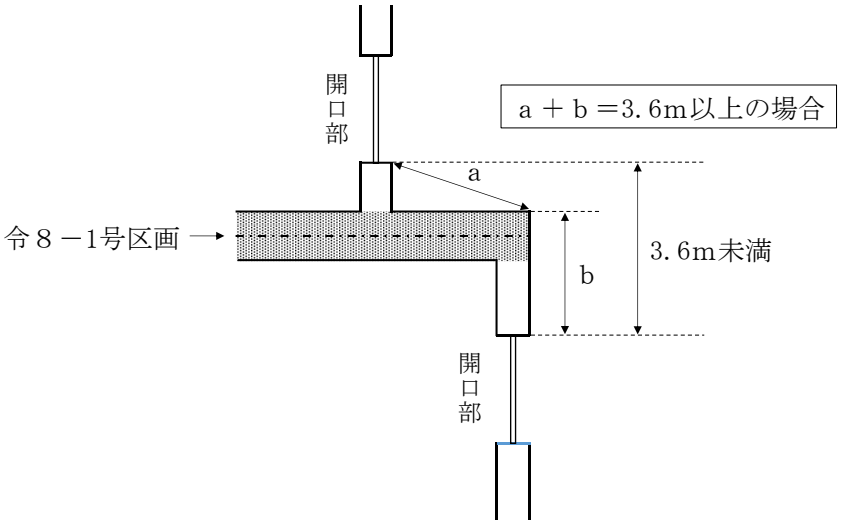

（断面図）

＜第２－５図＞

ｂ　壁で区画されている場合で、開口部を設ける外壁が 0.5ｍ以上セットバックしており、各区画の開口部相互の最短距離が 0.9ｍ以上離れている場合（第２－６図参照）

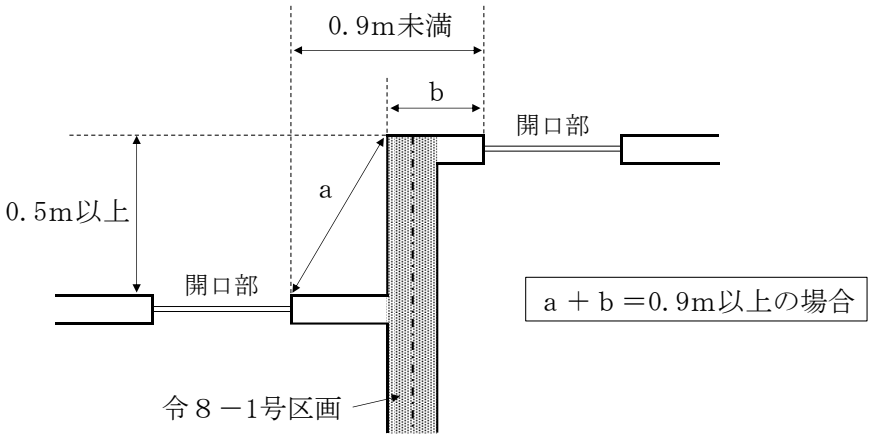

（平面図）

＜第２－６図＞

(2)　令８－1 号区画を貫通する配管等

令８－1 号区画を貫通する配管及び当該配管が貫通する部分（以下この第２において「配管等」という。）の取扱いについては、規則第５条の２第４号の規定によるほか、次によること。

ア　配管の用途

配管の用途は、原則として給排水管（給排水管に付属する通気管を含む。）であり、

電気配線及びガス配管の貫通は認められない。

イ　令８－１号区画を貫通することができる配管

令８－１号区画を貫通することができる配管は、別記「令８－１号区画を貫通する鋼管等の取扱いについて」に適合するもの又は消防防災用設備機器性能評定委員会において性能評定されたものであること。

ウ　配管の貫通部

規則第５条の２第４号ロからニまでの規定による配管を貫通させるために設ける開口部等の取扱いについては、第２－７図から第２－９図までの例によること。

なお、貫通部の内部の断面積が、貫通する開口部の直径が 300ｍｍの円の面積以下である場合、規則第５条の２第４号ただし書に規定する基準に適合する配管であれば、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができるものであること。（第２－10 図参照）

≪令8－1号区画に設ける開口部及び配管≫

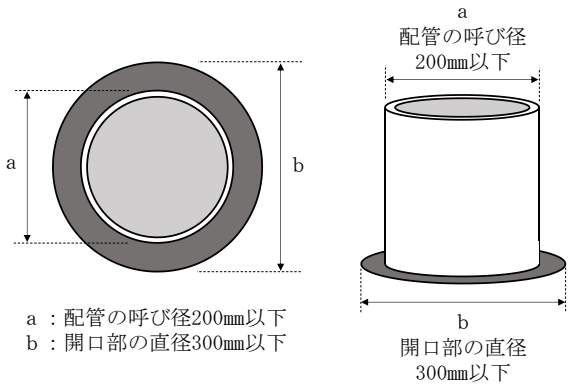

a：配管の呼び径200㎜以下
b：開口部の直径300㎜以下

＜第２－７図＞

≪令8－1号区画に設ける貫通のための開口部≫

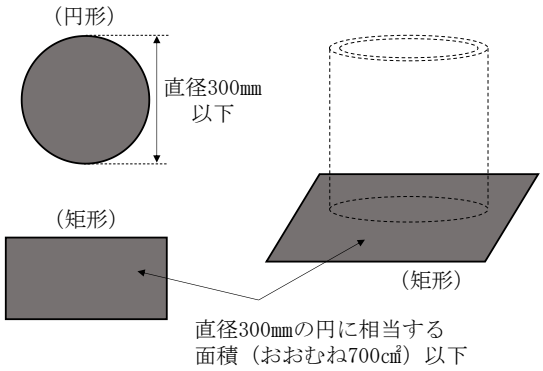

＜第２－８図＞

≪開口部相互間の離隔距離≫

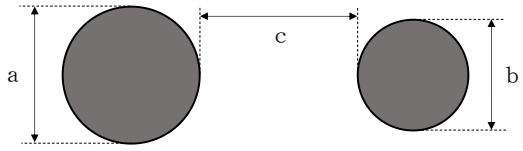

ｃは、次の条件を満たすこと。
① ｃ ≧ Max　ａ or　ｂ
② ｃ ≧ 200㎜

ａ：開口部の直径㎜（300㎜以下）
ｂ：開口部の直径㎜（300㎜以下）
ｃ：開口部相互間の離隔距離

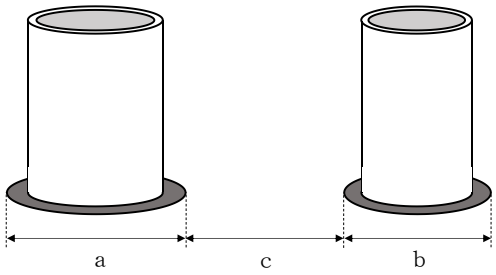

＜第２－９図＞

≪一の開口部に設ける複数の配管≫

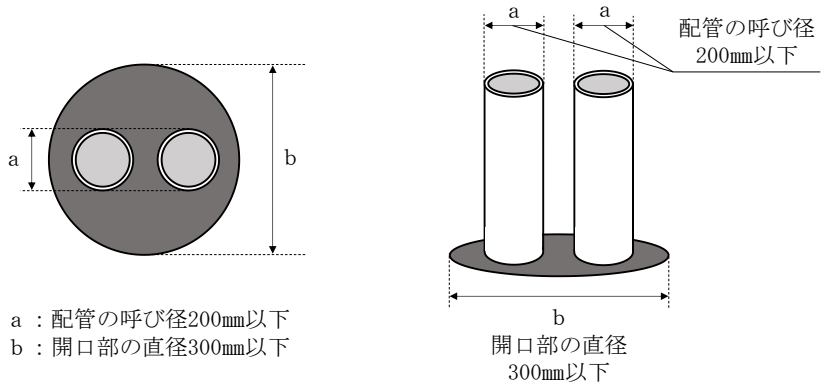

ａ：配管の呼び径200㎜以下
ｂ：開口部の直径300㎜以下

＜第２－10 図＞

３　渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等の取扱い（令第８条第２号）

令第８条第２号に規定する「防火上有効な措置として総務省令で定める措置」については、規則第５条の３第２項２号及び「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」（令和６年消防庁告示第７号。以下この第２において「７号告示」という。）の規定によるほか、次によること。

(1)　渡り廊下を構成する壁等の基準（７号告示第３）

７号告示第２第１号に定める渡り廊下を構成する壁等による防火上有効な措置については、７号告示第３の規定によるほか、次によること。

ア　７号告示第３第１号に規定する「渡り廊下の有効幅員」については、第２－11 図の例によること。

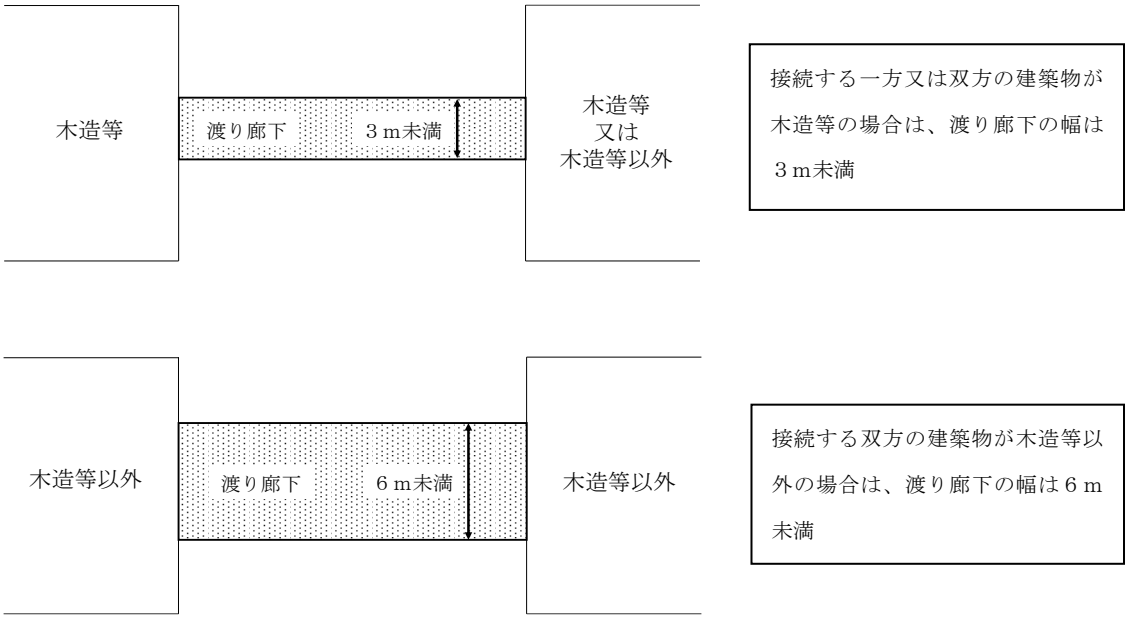

※　「木造等」とは、主要構造部の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いた建築物をいう。

＜第２－11 図＞

イ　7 号告示第 3 第 2 号に規定する「渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離」については、第 2－12 図の例によること。

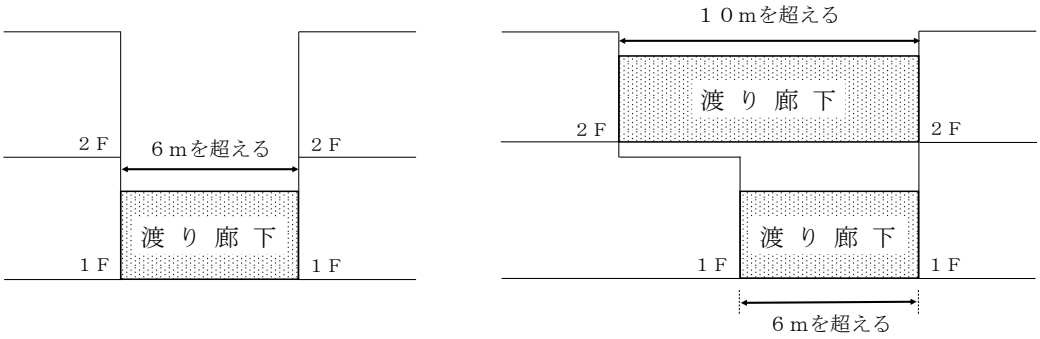

＜第 2－12 図＞

なお、この場合の建築物相互間の距離（Ｌ）は、次によること。（第 2－13 図から第 2－18 図参照）

(ｱ)　渡り廊下が接続する部分の建築物相互の距離によること。

(ｲ)　渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合は、水平投影距離によること。

(ｳ)　建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離によること。

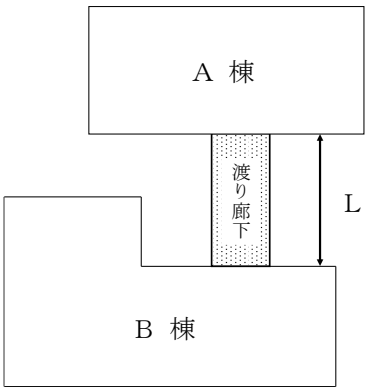

＜第 2－13 図＞

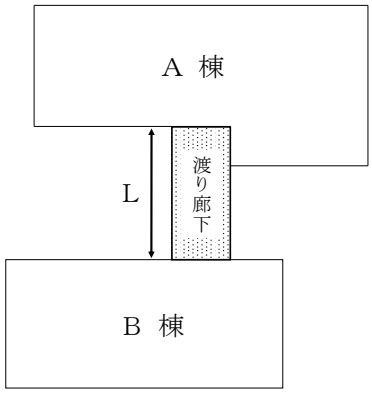

＜第 2－14 図＞

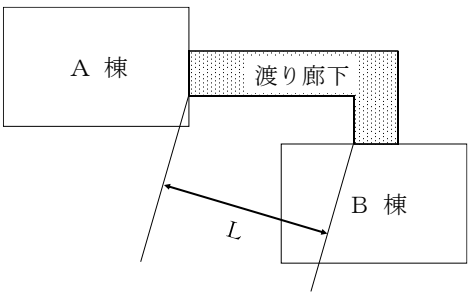

＜第 2－15 図＞

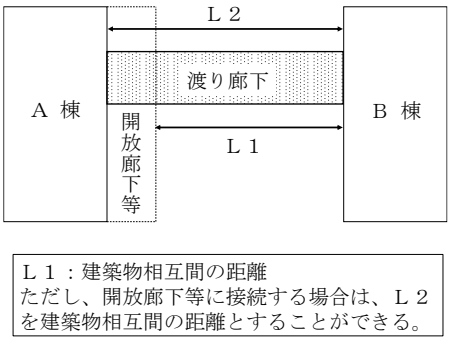

＜第 2－16 図＞

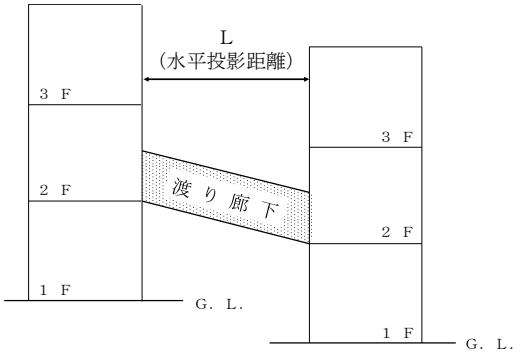

＜第 2－17 図＞

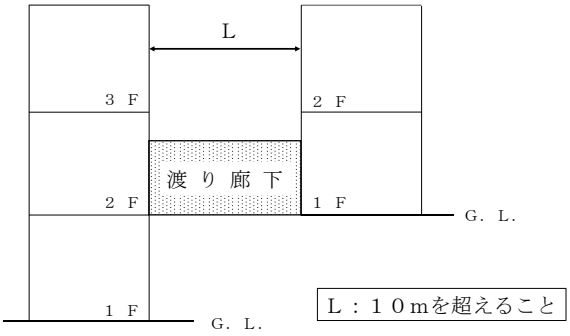

＜第 2－18 図＞

ウ　7 号告示第 3 第 2 号ただし書の規定については、次によること。

(ｱ)　7 号告示第 3 第 2 号(1)に規定する、「3m以内の距離にある部分」については、第 2－19 図の例によること。

なお、渡り廊下が接続されている面だけではなく、渡り廊下の接続部分から 3m以内の側面等の部分も含むものとする。（第 2－20 図参照）

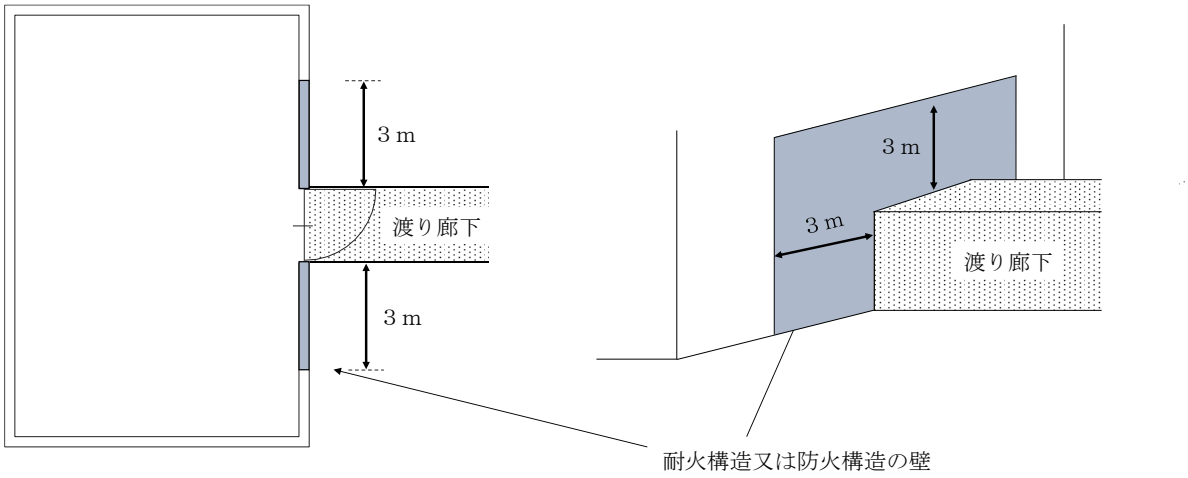

＜第 2－19 図＞

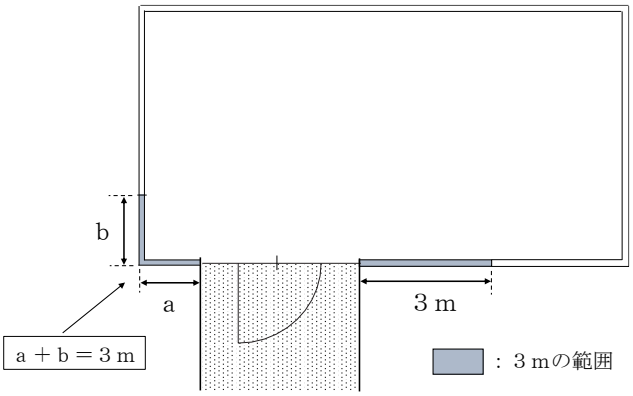

＜第 2－20 図＞

(ｲ)　７号告示第３第２号(1)ロに規定する「閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備で延焼防止上有効に保護されていること」とは、令第 12 条第２項の規定の例により設置された閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備で延焼防止上有効に保護されているものであること。（第２－21 図参照）

なお、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備には、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を含まず、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備に代えてパッケージ型自動消火設備を設けることはできないものであること。◇

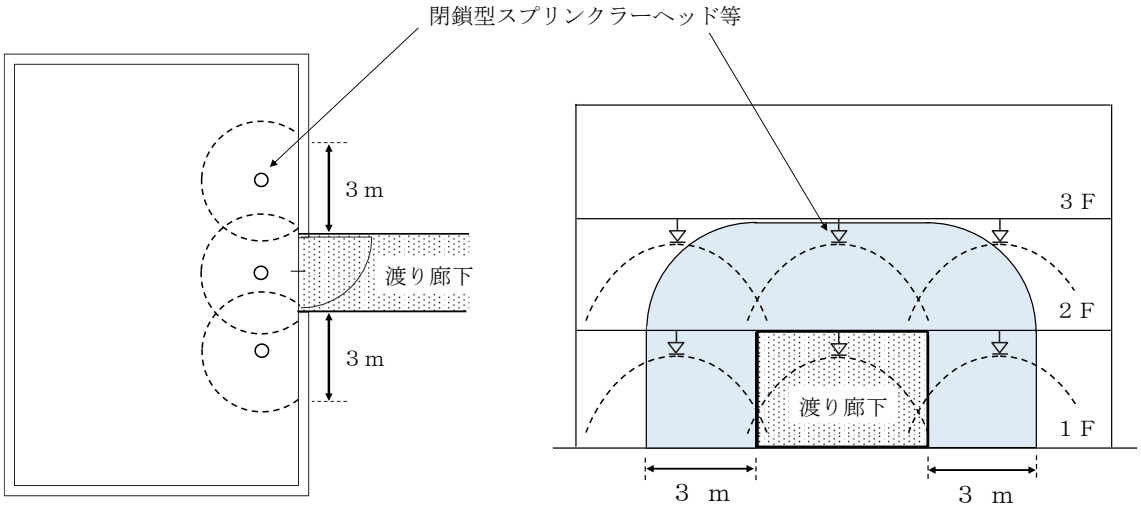

＜第２－21 図＞

(ｳ)　７号告示第３第２号(2)に規定する開口部の取扱いについては、次によること。

ａ　開口部の面積算定は、渡り廊下で接続されたそれぞれの建築物ごとに算定するものであること。（第２－22 図参照）

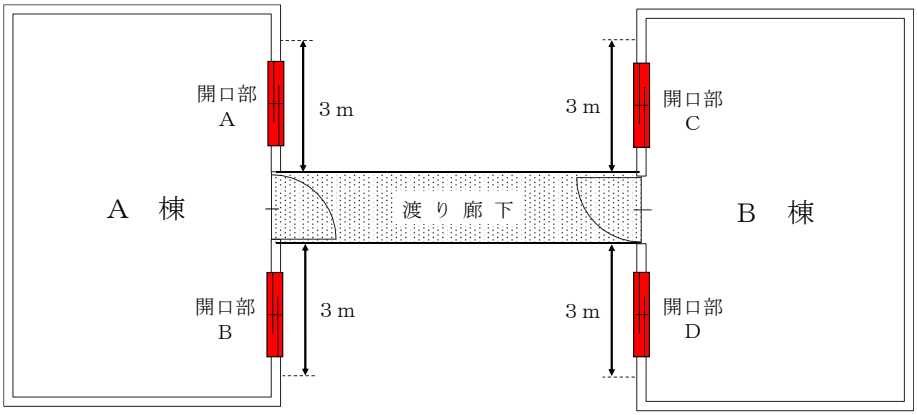

Ａ棟：開口部Ａ＋開口部Ｂ≦４㎡
Ｂ棟：開口部Ｃ＋開口部Ｄ≦４㎡

＜第２－22 図＞

ｂ　開口部の面積算定は、接続される階ごとに算定するものであること。（第２－23 図参照）

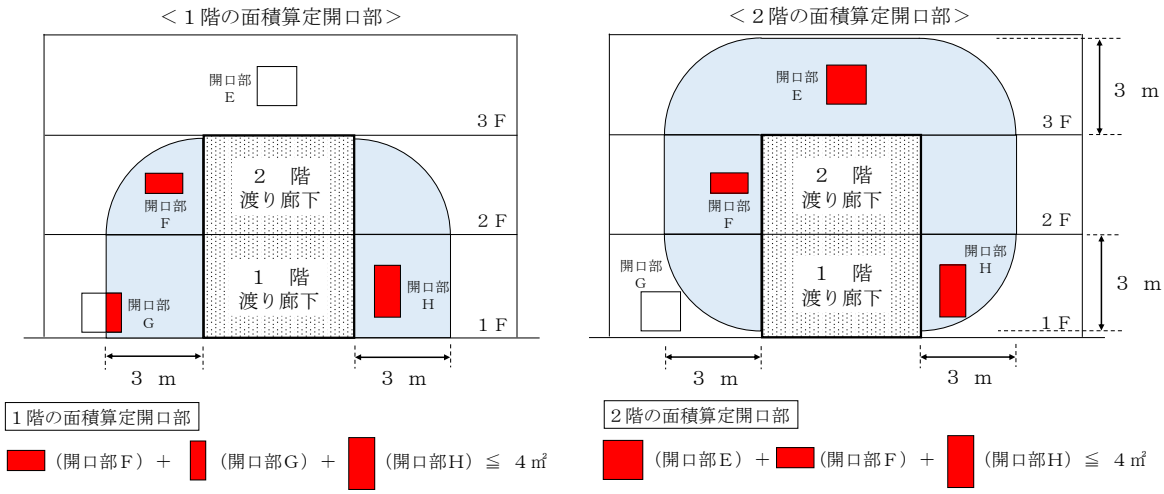

＜第２－23 図＞

(ｴ)　７号告示第３第２号(3)に規定する「直接外気に開放されているもの」とは、次のいずれかに適合するものであること。

ａ　建築物相互間の距離が 1m以上で、かつ、廊下の両側面の上部が天井高の２分の１以上又は 1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの（第 ２－24 図参照）

ｂ　建築物相互間の距離が 1m以上で、かつ、廊下の片側面の上部が天井高の２分の１以上又は 1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもので、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効に遮る構造で天井面から 50ｃｍ以上下方に突出した垂れ壁を設けたもの

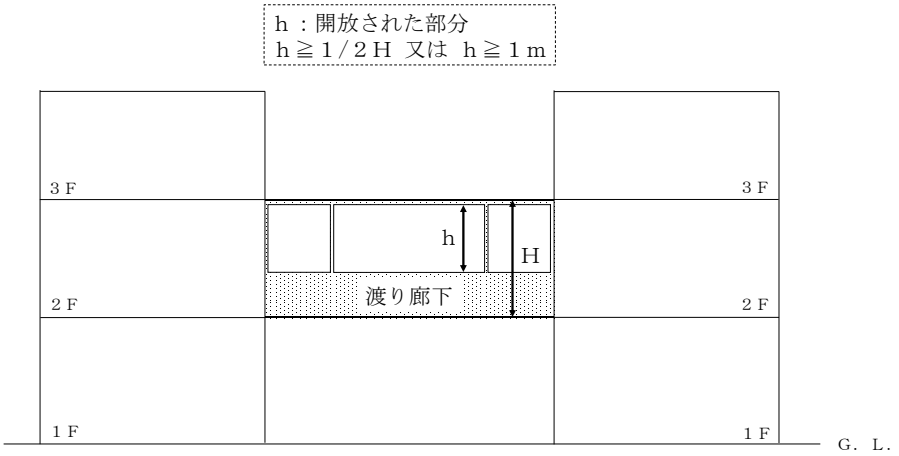

＜第２－24 図＞

(ｵ)　前(ｴ)に適合する直接外気に開放されている渡り廊下以外の渡り廊下については、７号告示第３第２号(3)イからハまでの規定によるほか、次によること。

a　7 号告示第 3 第 2 号(3)ロに規定する「渡り廊下が接続されている部分に設けられた出入口の面積」は、いずれも 4 ㎡以下であること。

b　7 号告示第 3 第 2 号(3)ハ(ﾛ)の規定により設ける排煙上有効な開口部については、第 2－25 図の例によること。この場合において、渡り廊下の長さは、廊下幅員の中心を通る線で判定するものであること。（第 2－26 図参照）

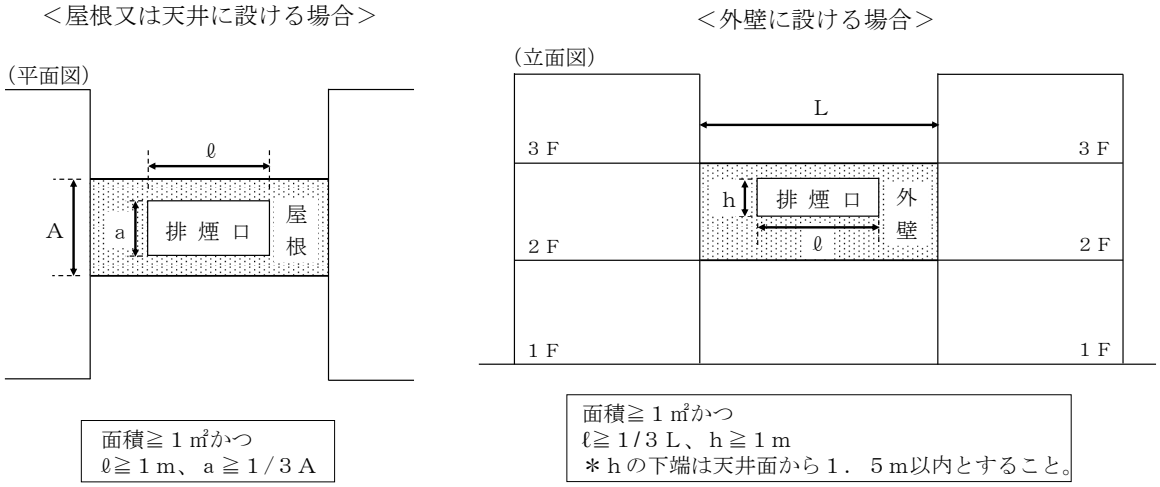

＜第 2－25 図＞

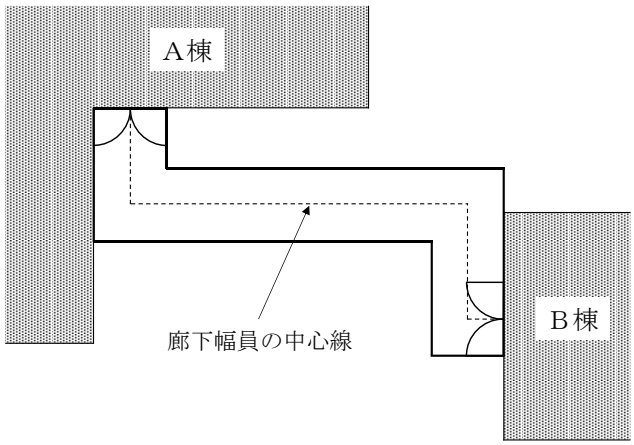

＜第 2－26 図＞

(ｶ)　前(ｱ)の部分に外壁がないものにあっては、当該部分に外壁を設けなければならないものとする。ただし、7 号告示第 3 第 2 号(3)に規定する渡り廊下（直接外気に開放されているものに限る。）が、開放廊下又はピロティ（通行以外の用途に供しないものに限る。）等に接続するもので、次の措置が講じられた場合は、この限りでない。（第 2－27 図参照）

a　接続部から 3m以内の距離にある外壁及び屋根は、7 号告示第 3 第 2 号(1)イ又はロのいずれかに適合するものであること。

b　前 a の部分に開口部を設ける場合は、次によること。

(a)　防火設備が設けられていること。

(b)　接続階にある出入口（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものに限る。）の面積の合計は、4㎡以下であること。

(c)　前(b)以外の開口部の面積の合計は、4㎡以下であること。

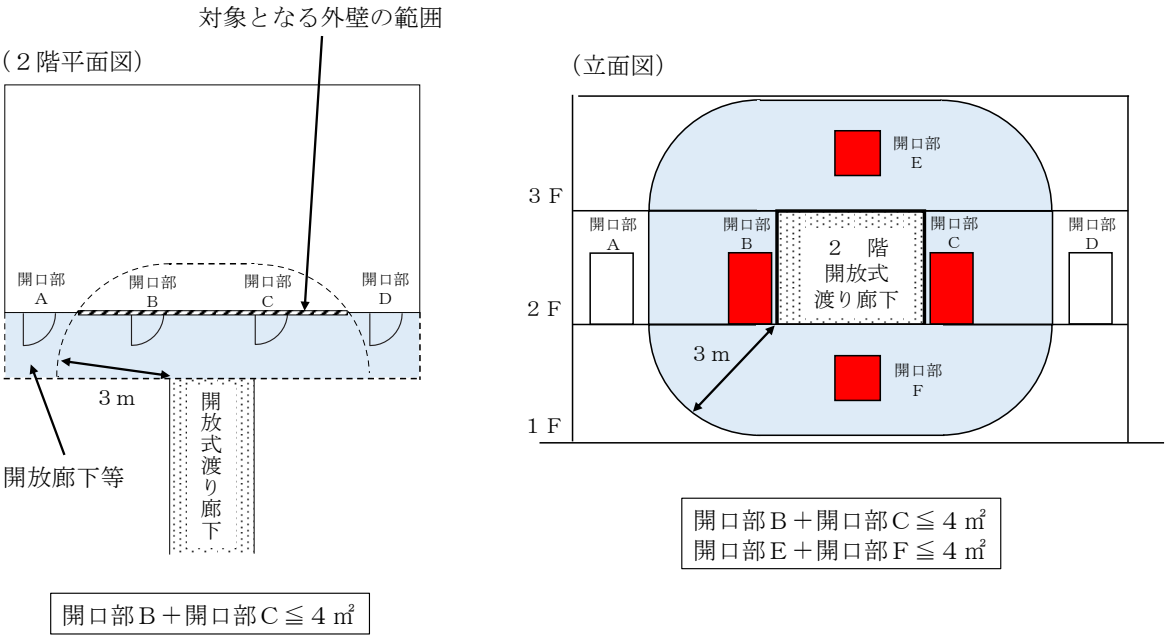

＜第2－27図＞

エ　渡り廊下は、7号告示第3第3号の規定により、通行又は運搬の用途にのみ供され、可燃物の存置その他通行の支障がない状態を維持することとされていることから、第2－28図の場合は、別棟の取扱いは認められないこと。

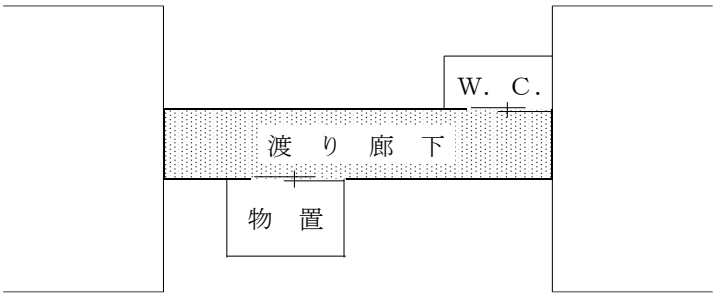

＜第2－28図＞

(2)　地下連絡路を構成する壁等の基準（7号告示第4）

7号告示第2第2号に定める地下連絡路を構成する壁等による防火上有効な措置については、7号告示第4の規定によるほか、次によること。

ア　7号告示第2第2号に規定する「地下連絡路」は、第2－29図から第2－31図までを参考とすること。

≪地下１階と１階を接続する場合≫

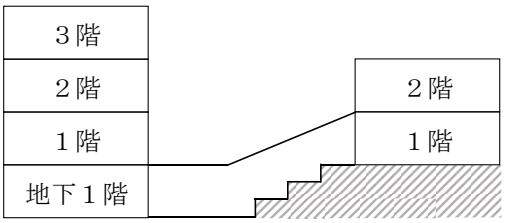

※ 地下連絡路の天井が途中から地上に露出する。

＜第 2－29 図＞

≪地下１階と１階部分を地下で接続する場合≫

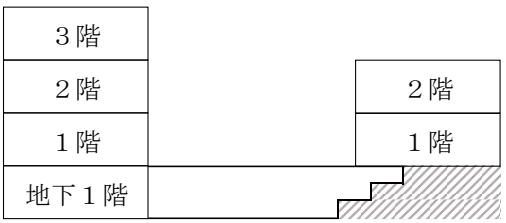

＜第 2－30 図＞

≪１階部分同士を地下連絡路で接続する場合≫

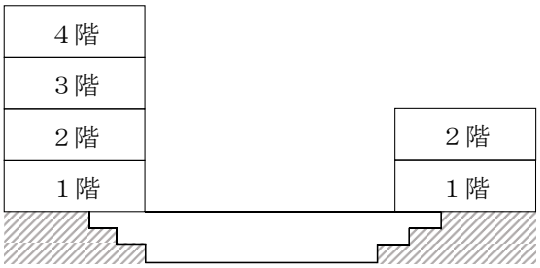

＜第 2－31 図＞

イ　7 号告示第 4 第 2 号に規定する「地下連絡路の長さ」とは、地下連絡路が接続されている部分に設けられた出入口相互間の距離をいう。（第 2－32 図参照）

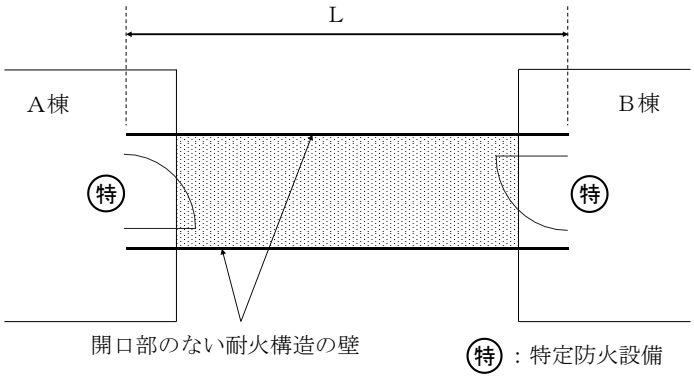

※建築物Ａ、Ｂ相互間の地下連絡路の長さはＬによる。

＜第 2－32 図＞

ウ　7 号告示第 4 第 5 号の規定により排煙設備を設ける場合で、前ア第 2－29（地下 1 階と 1 階を接続する場合）の例のうち、地下連絡路の天井が地上に露出する部分が過半であり、かつ、天井が地上に露出しない部分の長さが 3m以内である場合は、当該地下連絡路の排煙設備は、7 号告示第 3 第 2 号(3)ハ(ﾛ)の規定によることができるものであること。

(3)　洞道を構成する壁等の基準（7 号告示第 5）

7 号告示第 2 第 3 号に定める洞道を構成する壁等による防火上有効な措置については、7 号告示第 5 の規定によること。

４　その他

(1)　規則第 5 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する「渡り廊下等の壁等」及び同項第 2 号に規定する「渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等」（以下この第 2 において「渡り廊下等の壁等」という。）により区画され、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の延べ面積の算定については、原則として渡り廊下等の床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰属させること。また、渡り廊下等における消防用設備等の設置については、原則として渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。

(2)　別棟とみなされた場合、棟ごとの消防用設備等の設置に関する防火対象物の用途については、各棟の用途に応じて行うこと。

(3)　防火対象物の各部分で、他の部分と廊下又は階段を共有するものは、令 8－1 号区画とみなされないものであること。（第 2－33、34 図参照）

≪階段の共有により認められない例≫

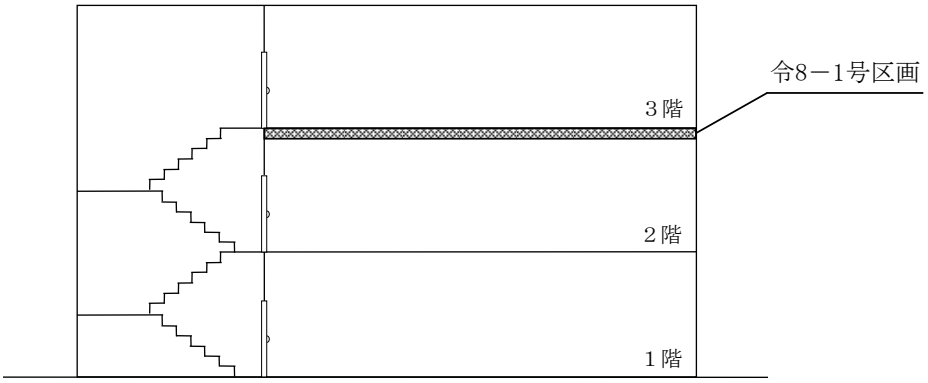

＜第 2－33 図＞

≪廊下の共有により認められない例≫

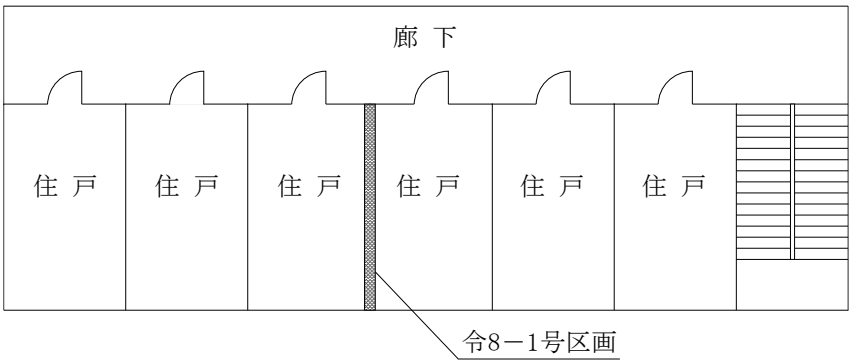

＜第 2－34 図＞

別記

令８－１号区画を貫通する鋼管等の取扱いについて

１　鋼管等を使用する範囲

令８－１号区画を貫通する配管等にあっては、貫通部及びその両側１ｍ以上の範囲は、鋼管又は鋳鉄管（以下「鋼管等」という。）とすること。ただし、次に適合する場合は、貫通部から１ｍ以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えないものとする。

(1)　衛生機器の材質は、不燃材料であること。

(2)　排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合は、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

２　鋼管等の種類

令８－１号区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものであること。

(1)　JIS G3442（水配管用亜鉛めっき鋼管）

(2)　JIS G3448（一般配管用ステンレス鋼管）

(3)　JIS G3452（配管用炭素鋼鋼管）

(4)　JIS G3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）

(5)　JIS G3459（配管用ステンレス鋼管）

(6)　JIS G5525（排水用鋳鉄管）

(7)　JWWA K116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）

(8)　JWWA K132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）

(9)　JWWA K140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）

(10)　WSP011（フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管）

(11)　WSP032（排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管）

(12)　WSP039（フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管）

(13)　WSP042（排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管）

(14)　WSP054（フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管）

※　「JWWA」とは、「日本水道協会規格」をいう。
　　「WSP」とは、「日本水道鋼管協会規格」をいう。

３　貫通部の処理

(1)　セメントモルタルによる方法

ア　日本建築学会建築工事標準仕様書（JASS）15「左官工事」によるセメントと砂を容積で１対３の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

イ　貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填すること。

ウ　セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

(2)　ロックウールによる方法

ア　JIS A9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材（充填密度 150 kg/㎥以上のものに限る。）又はロックウール繊維（充填密度 150 kg/㎥以上のものに限る。）を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填する

こと。

イ　ロックウール充填後、25ｍｍ以上のケイ酸カルシウム板又は 0.5ｍｍ以上の鋼板を床又は壁と 50ｍｍ以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

4　可燃物への着火防止措置

配管の表面から 150ｍｍの範囲に可燃物が存する場所には、(1)又は(2)の措置を講じること。

(1)　可燃物への接触防止措置

次のアに掲げる被覆材をイに定める方法により被覆すること。

ア　被覆材

ロックウール保温材（充填密度 150 kg/㎥以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ 25ｍｍ以上の保温筒、保温帯等とすること。

イ　被覆方法

(ｱ)　床を貫通する場合（第 1 図から第 3 図まで参照）

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の床の上面から上方 60ｃｍの範囲に一重に被覆する。
100 を超え 200 以下	貫通部の床の上面から上方 60ｃｍの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方 30ｃｍの範囲には、もう一重被覆する。

(ｲ)　壁を貫通する場合（第 4、5 図参照）

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の壁の両面から左右 30ｃｍの範囲に一重に被覆する。
100 を超え 200 以下	貫通部の壁の両面から左右 60ｃｍの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右 30ｃｍの範囲には、もう一重被覆する。

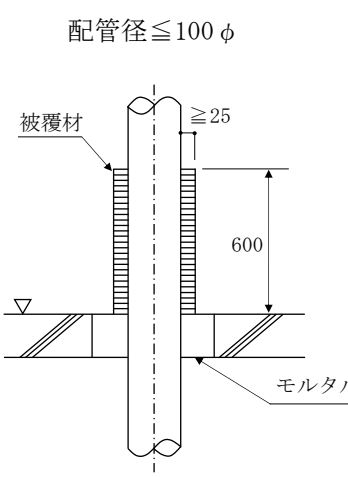

＜第 1 図＞

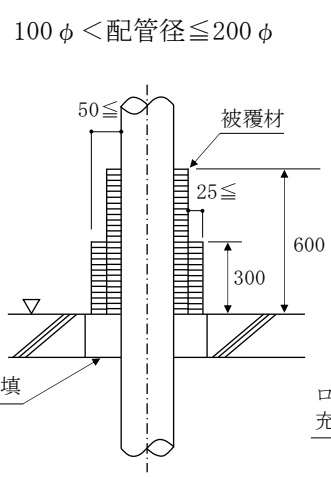

＜第 2 図＞

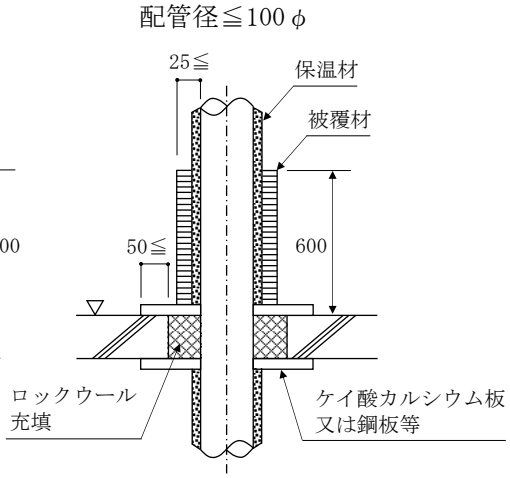

＜第 3 図＞

配管径≦100φ

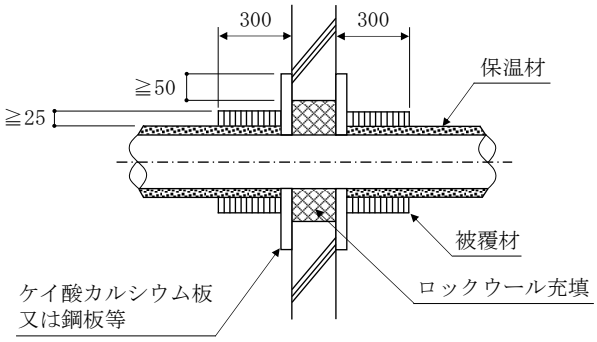

＜第4図＞

100φ＜配管径≦200φ

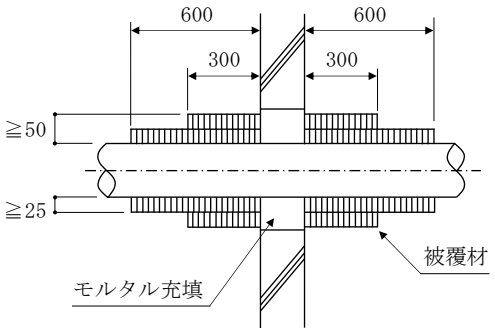

＜第5図＞

(2)　給排水管の着火防止措置

次のア又はイに該当すること。

ア　当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

イ　可燃物が直接接触しないこと。また、配管の表面から 150ｍｍの範囲内に存する可燃物にあっては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

5　配管の保温

配管を保温する場合にあっては、次の(1)又は(2)によること。

(1)　保温材として前4.(1).アに掲げる材料を用いること。

(2)　給排水管にあっては、JIS A9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えないこと。この場合において、前3及び4の規定について、特に留意すること。

6　配管の接続

配管を前1の範囲において接続する場合は、次によること。

(1)　配管は、令8－1号区画を貫通している部分において接続しないこと。

(2)　配管の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。

なお、次のイに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができるものであること。

ア　メカニカル接続

(ｱ)　ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと。

(ｲ)　挿入管の差し口端分を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

(ｳ)　予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。

(ｴ)　押し輪又はフランジで押さえること。

(ｵ)　ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

イ　差込み式ゴムリング接続

(ｱ)　受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。

(ｲ)　ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。

なお、ここで用いるゴムリングは、EPSD（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとすること。

(ｳ)　ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。

(ｴ)　挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。

(ｵ)　受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

ウ　袋ナット接続

(ｱ)　袋ナットを挿入管の差し口にはめ込むこと。

(ｲ)　ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。

(ｳ)　挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

(ｴ)　袋ナットを受け口にねじ込むこと。

エ　ねじ込み式接続

(ｱ)　挿入管の差し口端外面に管用テーパおねじを切ること。

(ｲ)　接合剤をネジ部に塗布すること。

(ｳ)　継手を挿入管にねじ込むこと。

オ　フランジ接続

(ｱ)　配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。

(ｲ)　仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。

(ｳ)　上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。

(3)　耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

7　支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。